

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第115号 介護保険料の引き上げを中止し、払える保険料にすることを求める陳情

資料1 介護保険料算定に係る基礎数値等の推移について

資料2 本市介護保険制度における保険料・利用料の減免について

参考資料1 介護保険料納入通知書・裏面（抜粋）

参考資料2 チラシ「介護保険サービス利用のご案内」

参考資料3 冊子「高齢者福祉のしおり」（抜粋）

参考資料4 パンフレット「こんにちはは介護保険です」（抜粋）

平成30年3月9日

健康福祉局

介護保険料算定に係る基礎数値等の推移について

1. 第1号被保険者数

単位:人

	5期計	6期計	7期計	6→7期伸び率
総数	775,675	855,002	913,415	6.8%
前期高齢者(65～74歳)	424,803	457,022	461,564	1.0%
後期高齢者(75歳以上)	350,872	397,980	451,851	13.5%

※5期、6期は各年10月1日の実数の合計で、7期は計画値です。

2. 要介護・要支援認定者数

単位:人

	5期計	6期計	7期計	6→7期伸び率
要介護・要支援認定者数	134,434	154,395	175,689	13.8%

※5期、6期は各年10月1日の実数の合計で、7期は計画値です。

3. 介護保険事業に要する費用

単位:百万円

	5期計	6期計	7期計	6→7期伸び率
介護給付費等合計	206,682	239,538	282,911	18.1%
介護給付費合計	202,334	231,646	269,784	16.5%
地域支援事業費	4,312	7,887	13,127	66.4%
保健福祉事業費	36	5		

※介護給付費合計には、審査支払手数料を含みます。

※保健福祉事業については、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業の中で実施しています。

※5期は実績、6期は見込、7期は計画値です。

4. 介護保険料(基準月額)

単位:円

	5期	6期	7期	6→7期伸び率
保険料基準月額	5,014	5,540	5,825	5.1%
(介護保険給付費準備基金活用額)	(16億)	(21億)	(47.5億)	
【参考】基金活用前保険料基準月額	5,181	5,734	6,246	8.9%
【参考】全国平均保険料基準月額	4,972	5,514	—	—

※7期の全国平均の保険料基準月額は、まだ公表されておりません。

5. 現年度保険料収納率

単位:%

	5期	6期	7期
現年度保険料収納率	98.35	98.67	98.70

※5期、6期は中間年の実績、7期は計画値です。

本市介護保険制度における保険料・利用料の減免について

1 保険料の減免制度の概要

(1) 災害により、住宅や家財に3割以上の損失を受けた方（災害損失）

減免内容

6か月間の保険料が免除

(2) 所得減少減免

主な対象要件

ア 次の理由により、申請月以降1年間の所得が減少見込みであること

- ・世帯の主たる生計維持者の死亡
- ・心身への重大な障害、長期入院
- ・事業の休廃止又は失業等

イ 世帯の主たる生計維持者の申請月以降1年間の所得見込みが、市町村民税非課税の範囲であること

減免内容

申請月以降1年間の所得見込みで算定した保険料段階へ減額

(3) 保険料段階が第3・4段階で、特に生計が困難である方への減免（負担軽減）

主な対象要件

ア 世帯の実収入見込年額

100万円＋（世帯員1人ごとに50万円）以下

イ 世帯全員の預貯金や有価証券の保有

250万円＋（世帯員1人ごとに100万円）以下

ウ 他世帯の課税者の被扶養関係

市町村民税、健康保険において、被扶養者でない

エ 不動産の所有

居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していない

減免内容

第6段階（保険料基準額）の2分の1の金額へ減額

(4) 収入が低く、生活が著しく困難な方への減免（生活困窮）

「2 保険料の生活困窮減免制度の概要」参照

2 保険料の生活困窮減免制度の概要

(1) 主な対象要件

ア 世帯の実収入見込額

生活保護法に規定する基準生活費未満

(第1類、第2類及び障害者加算の合算額)

(例1) 75歳単身世帯

月収入がおおむね 7万5千円以下

(例2) 72歳と75歳の2人世帯

月収入がおおむね 11万1千円以下

イ 世帯全員の預貯金や有価証券の保有

150万円＋(世帯の高齢者が1人ごとに150万円)以下

ウ 他世帯の課税者の被扶養関係

市町村民税、健康保険において、被扶養者でない

エ 不動産の所有

居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していない

(2) 減免内容

第6段階(保険料基準額)の4分の1の金額へ減額

(3) 適用実績の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	306	292	284	240
金額	5,030,760	4,857,460	4,976,680	3,980,430

※平成29年度は30年1月末時点。

(4) 他の政令指定都市の減免内容

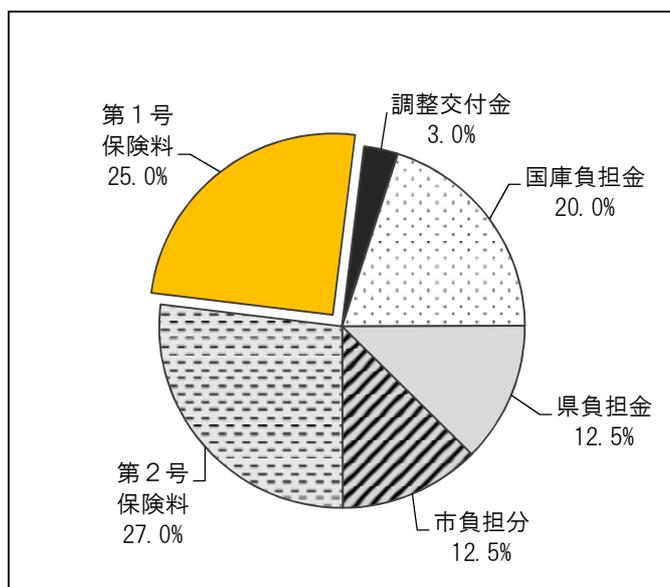
減免後の保険料負担割合	
本市比低い	2
本市と同等	5
本市比高い	10
減免制度無し	2

減免要件		
	収入	預貯金
本市比緩和	7	5
本市と同等	10	0
本市比厳格	0	12

3 保険料の減免を行うための財源等

介護保険制度の運営に必要な給付費等の費用は、国、都道府県、市町村による公費と、被保険者が所得に応じて負担する保険料により負担することとなっており、その割合は、法令の規定に基づき定められています。

【本市の介護保険給付費（居宅給付費）の費用負担割合】



このことから、国は、

- ・ 保険料の全額減免
- ・ 収入のみに着目した一律減免
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の投入

は、適当でない旨を示しており、本市の減免制度もこの原則に則っています。

したがって、第1号被保険者の保険料の減免措置に必要な財源は、第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

4 本市独自の介護保険サービス利用料生活困窮者減免制度の概要

収入が低く、生活が著しく困難な方への減免（生活困窮者減免）

（1）主な対象要件（介護保険料の生活困窮減免と同様の要件）

ア 世帯の実収入見込額

生活保護法に規定する基準生活費未満

（第1類、第2類及び障害者加算の合算額）

（例1）75歳単身世帯

月収入がおおむね 7万5千円以下

（例2）72歳と75歳の2人世帯

月収入がおおむね 11万1千円以下

イ 世帯全員の預貯金や有価証券の保有

150万円＋（世帯の高齢者が1人ごとに150万円）以下

ウ 他世帯の課税者の被扶養関係

市町村民税、健康保険において、被扶養者でない

エ 不動産の所有

居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していない

（2）減免内容

ア 1か月の利用者負担額（食費及び居住費（滞在費）並びに日常生活費は除く。）が、高額介護サービス費の最も低い所得区分（15,000円）を超えている場合、半額の7,500円を超えた額を助成します。

（例1）利用者負担額 50,000円

高額の自己負担上限月額 24,600円

高額介護サービス費支給後の利用者負担額 24,600円 ①

24,600円 > 15,000円

15,000円の半額の7,500円②が、自己負担していただく金額。

その超えた分の

24,600円－7,500円＝17,100円 ①－② を助成。

イ 1 か月の利用者負担額（食費及び居住費（滞在費）並びに日常生活費は除く。）が、高額介護サービス費の最も低い所得区分（15,000円）を超えていない場合、利用者負担額の半額を助成します。

（例2）利用者負担額 10,000円
高額の自己負担上限月額 24,600円
高額介護サービス費の支給はなく利用者負担額 10,000円
10,000円 < 15,000円
10,000円の半額の5,000円を助成。

ウ 食費が負担限度額区分で定める最も低い所得区分（300円）の額を超える場合、半額の150円を超えた額を助成します。

（例3）食費の負担額 390円 × 15日利用 = 5,850円 ①
390円 > 300円
300円の半額の150円 × 15日 = 2,250円 ②
が、自己負担していただく金額。その超えた分の
5,850円 - 2,250円 = 3,600円 ① - ② を助成。

エ 居住費等が負担限度額区分で定める最も低い所得区分の額を超える場合、対象となる額の半額を超えた額を助成します。

（例4）利用者負担段階が第3段階の方が、介護老人保健施設の従来型個室に入所している場合
1,310円 × 15日利用 = 19,650円 ①
1,310円 > 490円
490円の半額の245円 × 15日 = 3,675円 ②
が、自己負担していただく金額。その超えた分の
19,650円 - 3,675円 = 15,975円 ① - ② を助成する。

食費・居住費については、負担限度額認定証をお持ちの方が対象です。

また、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担額、食費、居住費は、社会福祉法人による利用者負担軽減が優先されます。

(3) 適用実績の推移

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人数	24	24	18	11
金額	1,375,711	1,133,800	1,267,493	545,514

※平成 29 年度は 30 年 1 月末時点

5 減免制度の周知

(1) 納入通知書発送時の周知（参考資料 1、参考資料 2）

第 1 号被保険者全員に送付する、「納入通知書」発送時に次の対応

- ・保険料減免は、「納入通知書」（A 3 サイズ）の裏面半分を使用して記載
- ・利用料減免は、A 4 サイズの案内チラシを同封

(2) 高齢者福祉のしおり（参考資料 3）

高齢者や家族の方々向けの冊子「高齢者福祉のしおり」（A 4 サイズ）にて、6 ページを使い、保険料・利用料の減免制度の詳細や申請に必要な書類などについて記載しています。

(3) パンフレット（参考資料 4）

区役所窓口で配布しているパンフレットに、減免制度の概要や申請・相談窓口などについて記載しています。

(4) ホームページ

本市のホームページにおいても、減免制度の概要や申請・相談窓口などについて記載しています。

5 介護保険料の減免について (申請手続きには印鑑と確認書類が必要となります。)

(1) 収入が低く、生活が著しく困難な方 → 第6段階の4分の1の額へ減額。

対象となる方	次のすべてに該当する必要があります。 ① 世帯の収入が、生活保護の基準生活費(第1類、第2類及び障害者加算)に満たないこと。(4月の基準改定や世帯員数、年齢等によって変わります。) (昨年度の例1) 75歳単身世帯 月収入がおおむね7万5千円以下 (昨年度の例2) 72歳と75歳の2人世帯 月収入がおおむね11万1千円以下 ② 世帯全員の預貯金や有価証券について、世帯の高齢者が1人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。 ③ 市町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。 ④ 居住用および収入を得るため以外の、土地・建物を所有していないこと。
確認書類	①【世帯全員の収入のわかるもの】○年金支払通知書 ○給与明細書 ○雇用保険受給資格者証 ○仕送り額のわかるもの など ※収入には、非課税のものも含まれます。 ②【世帯全員の資産のわかるもの】○預貯金通帳 ○有価証券の確認書類 など ③【健康保険証(医療保険)】 ※①②の世帯とは同一生計の実世帯をいいます。

(2) 保険料段階が第3・4段階の方で以下に該当する方 → 第6段階の2分の1の額へ減額。

対象となる方	次のすべてに該当する必要があります。 ① 保険料段階が第3・4段階で、保険料の滞納がないこと。 ② 年間収入が150万円(世帯員が増える毎に50万円を加算)以下であること。 ③ 世帯全員の預貯金や有価証券について、単身世帯で350万円、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額を超えないこと。 ④ 上記(1)の③・④に該当すること。
確認書類	(1)と同じです。

(3) 入院や失業により、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて著しく減少した方
→ 申請月以降1年間の所得見込みで算定した保険料段階へ減額。

対象となる方	次のすべてに該当する必要があります。 ① 世帯の生計維持者の死亡、入院、失業、事業の休廃止等により、申請月以降1年間の所得見込みが、前年所得に対して減少していること。 ※ 予定されていた雇用期間満了による退職・離職は該当しません。 ② 世帯の生計維持者の申請月以降1年間の所得が、市町村民税非課税の範囲となること。 ③ 申請月以降1年間の所得見込みで算定することにより、保険料段階が下がること。
確認書類	①【所得が減少した事由のわかるもの】○診断書 ○入院証明書 ○離職証明書 ○休廃業に関する証明 ○会計簿 など ②【生計維持者の収入のわかるもの】○年金支払通知書 ○給与明細書 ○雇用保険受給資格者証 ○仕送り額のわかるもの など ※収入には、非課税のものも含まれます。

(4) 災害により、住宅や家財に3割以上の損失を受けた方 → 6か月間の保険料の納付を免除。

確認書類	り災証明書 ※申請期限は原則として災害発生日から6か月間とします。
------	-----------------------------------

(5) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に、1か月以上拘禁された方
→ 収監日の属する月から、出所日翌日の属する月の前月までの保険料の納付を免除。

確認書類	在所証明書 又は 在監証明書
------	----------------

(6) 住み替えのため、これまでに住んでいた自宅を売却したことにより所得が増加し、保険料段階が上昇した方

→ その所得を新居購入に充てた場合、合計所得金額から新居の購入費(自宅にかかる譲渡所得金額を上限)を控除した額で算定した保険料段階へ減額。

※ 自宅売却日から1年以内に新しい自宅を購入し、現に居住している場合に限りです。

確認書類	自宅売却時の売買契約書、自宅購入時の売買契約書及び確定申告書の控え
------	-----------------------------------

- ※ 減免期間は、原則として申請のあった月からとなります。
- ※ 申請時、既に納付済みの保険料は、申請月以降のものでも減免の対象となりません。
- ※ 虚偽の申請等があった場合は、減免の承認を取り消すことがあります。
- ※ 特別養護老人ホームに入所している方は、(1)及び(2)の減免の対象になりません。
- ※ 昨年度減免申請が承認された方で、今年度も継続して減免が必要になる場合は、新たに申請する必要があります。

介護保険サービス利用のご案内[®]

介護保険のサービスを受けるには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
区役所・地区健康福祉ステーションの窓口へ要介護・要支援認定の申請をしてください。

- ※1 本人や家族が要介護・要支援認定の申請ができない場合は、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうこともできます。
- ※2 要介護・要支援認定の申請にかかる費用については、市で負担いたしますので、利用者の負担はありません。

介護保険の利用手続き



介護保険サービスの利用者負担のお知らせ

- 65歳以上の方が介護保険サービスを利用する時の利用者負担は、所得金額により判定され、1割または2割となります。
- 要介護（要支援）認定を受けている方、事業対象者の方には、負担割合が記載された介護保険負担割合証を7月に送付します。
- 介護保険サービスを利用する際は、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証の2つが必要です。

交通事故等にあつた時

平成 28 年 4 月 1 日から、交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用し保険給付を受ける場合、保険者（川崎市）への届出が必要になりました。

介護保険サービス利用に際しての利用料負担軽減制度のお知らせ

利用料の軽減・減免制度

食費・居住費の軽減制度

市民税世帯非課税等一定の要件を満たす方が介護保険施設に入居・宿泊する際にご負担いただく食費・居住費・滞在費を軽減する制度です。制度を利用するためには「負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。非課税年金の収入も第2・3段階の判定の際に勘案されます。

社会福祉法人による利用料軽減制度

介護保険料を滞納していない市民税世帯非課税の方で、収入や世帯状況等から特に生計が困難と認められる方について、社会福祉法人が提供するサービスの利用料が軽減される制度です。制度を利用するためには「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受ける必要があります。

その他の利用料減免制度

その他次に該当する場合についても利用料減免制度があります。

- ① 収入が少なく生活が著しく困難であり、収入や世帯状況が一定の条件に該当する方
- ② 所得が前年に比べ著しく減少した方
- ③ 災害により住宅・家財に3割以上の損失を受けた方

利用料の払戻制度

高額介護（予防）サービス費の支給

1か月間の介護保険サービスを利用した負担額が、一定の限度額を超えた場合には、負担額の一部払戻を受けることができます。

払戻の対象となった場合には、区役所・地区健康福祉ステーションの介護給付担当からお知らせが送付されますので、窓口にて申請をしてください。

(平成29年8月から「一般区分」の月額上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。なお、1割負担となる被保険者のみの世帯については、3年間の時限措置として、年間上限額(446,400円)が設定されます。)

高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、1年間の自己負担世帯総額が一定の限度額を超えた場合には、負担額の一部払戻を受けることができます。

川崎市国民健康保険・長寿医療制度加入の方のうち、支給対象となる方については、お知らせが送付されますので、医療保険の窓口にて申請をしてください。

- ※ 医療保険の変更や転出・転入等がある方についてはお知らせが送付されない場合があります。
- ※ 被用者保険に加入されている方には、川崎市からののお知らせは送付されません。詳細はご加入の医療保険者へおたずねください。

●お問い合わせは、区役所・地区健康福祉ステーションの介護給付担当へ

川崎区役所	201-3282	幸区役所	556-6689	宮前区役所	856-3238
大師地区健康福祉ステーション	271-0161	中原区役所	744-3136	多摩区役所	935-3187
田島地区健康福祉ステーション	322-1996	高津区役所	861-3269	麻生区役所	965-5146

保険料及び利用料の減免制度

(1) 保険料の減免制度

65歳以上の方の介護保険料の納付が困難な方に、次のような保険料の減額又は免除の制度があります。

① 収入が少なく生活が著しく困難な方 ⇒ 第6段階の4分の1の額へ減額

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの。(例) 年金支払通知書・預貯金通帳・給与明細書等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 世帯の収入が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算）に満たないこと。(基準生活費は、法改正や世帯員数、年齢等によって変わります。)
(例1) 75歳単身世帯 月収入がおおむね 7万5千円以下
(例2) 72歳と75歳の2人世帯 月収入がおおむね 11万1千円以下
- 2 世帯全員の預貯金や有価証券について、世帯の高齢者が1人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。
- 3 市町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。
- 4 居住用及び収入を得るため以外の、土地・建物を所有していないこと。

② 保険料段階が第3・4段階の方で、以下に該当する方 ⇒ 第6段階の2分の1の額へ減額

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの。(例) 年金支払通知書・預貯金通帳・給与明細書等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 保険料段階が第3・4段階で、保険料の滞納がないこと。
- 2 年間収入が、150万円（世帯員が1人増えることに50万円を加算）以下であること。
- 3 世帯全員の保有する預貯金や有価証券について、単身世帯で350万円、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額を超えないこと。
- 4 市町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。
- 5 居住用及び収入を得るため以外の、土地・建物を所有していないこと。

③ 入院や失業等により、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて著しく減少した方

⇒ 申請月以降1年間の所得見込みで算定した保険料段階の額へ減額

【確認させていただく書類】

所得減少の事由、生計維持者の収入の分かるもの。(例) 診断書・離職証明書・年金支払通知書・給与明細書・雇用保険受給資格者証等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 世帯の生計を主として維持する方（以下「主たる生計維持者」と言います。）の死亡、心身への重大な障害、長期入院、事業の休廃止又は失業等により、申請月以降1年間の所得見込みが、前年所得に対して減少していること。(予定されていた雇用期間満了による退職・離職などは該当しません。)
- 2 世帯の主たる生計維持者の申請月以降1年間の所得見込みが、市町村民税非課税の範囲となること。
- 3 申請月以降1年間の所得見込みで算定することにより、保険料段階が下がること。

- ④ 災害により住宅や家財に3割以上の損失を受けた方 ⇒ 6か月間の保険料を免除
【確認させていただく書類】 災証明書 ※申請期限は原則として災害発生日から6か月間とします。
- ⑤ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に、1か月以上拘禁された方
⇒ 収監日の属する月から、出所日翌日の属する月の前月までの保険料を免除
【確認させていただく書類】 在所証明書・在監証明書
- ⑥ 住み替えのため、これまでに住んでいた自宅を売却したことにより所得が増加し、保険料段階が上昇した方
⇒ その所得を新居購入に充てた場合、合計所得金額から新居の購入費（自宅にかかる譲渡所得金額を上限）を控除した額で算定した保険料段階へ減額
※自宅売却日から1年以内に新しい自宅を取得し、現に居住している場合に限りです。
【確認させていただく書類】 自宅の売却時の売買契約書、自宅購入時の売買契約書及び確定申告書の控え等

ご注意

- 減免期間は、原則として申請のあった月からとなります。
- 申請月以降の保険料であっても、申請時に既に納められている保険料は原則として減免の対象となりません。
- 特別養護老人ホームに入所している方は、1及び2の減免の対象になりません。

※保険料の納付を一定期間猶予する「徴収猶予制度」もあります。

(2)利用料の減免制度等

①災害等の特別の事情があるとき

条 件	減免内容
1. 利用者や生計維持者が、災害等で財産に著しい損害を受けたとき	災害損失 利用者負担 0円
2. 生計維持者が、死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したとき	所得減少 利用者負担 3%

②食費・居住費の軽減制度

施設サービス等を利用する場合は、食費や居住費（部屋代）を負担することになります。食費や居住費の額は施設と利用者との契約によって定められますが、収入等が少ない方のサービス利用が困難にならないように軽減制度があります（特定入所者介護サービス費）。軽減制度を受けるには区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示することにより食費や居住費が軽減され、負担限度額で利用することができます。負担限度額については負担段階によって異なります。詳しくは39ページを参照ください。

〈対象となる介護サービス〉 ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設 ・短期入所生活介護（介護予防含む）・短期入所療養介護（介護予防含む）

〈認定証交付の判定の流れ〉



〈利用者負担段階と負担限度額〉

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）		
		部屋代	食費	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 ・預貯金等が一定額以下の方	多床室	0円	
		従来型個室	(特養等)	320円
			(老健・療養等)	490円
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入 額の合計が年間80万円以下の方 ・預貯金等が一定額以下の方	多床室	370円	
		従来型個室	(特養等)	420円
			(老健・療養等)	490円
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方 ・預貯金等が一定額以下の方	多床室	370円	
		従来型個室	(特養等)	820円
			(老健・療養等)	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円	
		ユニット型個室	1,310円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

食費・居住費の特例減額措置

2人以上の世帯（※1）において、介護保険施設に入所して食費・居住費（部屋代）を負担した結果、次に該当した場合には、市区町村民税が課税世帯であっても申請により負担限度額が第3段階に軽減されます。

条件	内容
次の要件すべてに該当する方 ① 第4段階の食費・居住費の負担をしていること ② 世帯（※1）の年間収入（※2）から施設の利用者負担（自己負担、食費、居住費の年間見込額）を除いた額が80万円以下であること ③ 世帯（※1）の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産がないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額第3段階の負担限度額を適用します。

※1 世帯 … 本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。）
 ※2 年間収入 … 公的年金等の収入額＋合計所得金額

③高額介護（介護予防）サービス費の支給

1か月の利用者負担が一定の上限額を越えるときは、申請に基づき、高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けることができます。ただし、利用者負担のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外のサービス（全額自己負担で利用した介護サービスなど）については高額介護（介護予防）サービス費の対象とはなりません。

高額介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請してください。

平成29年8月利用分から、高額介護（予防）サービス費の「一般区分」の月額上限額が37,200円から44,400円に引き上げられます。なお、1割負担となる被保険者のみの世帯については、3年間の時限措置として、年間上限額（446,000円）が設定されます。

〈高額介護サービス費の自己負担上限額〉

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ^{※1}	44,400円（世帯） ^{※3}
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方 ^{※2}	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人） ^{※3}
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※1 世帯で65歳以上の方の住民税課税所得額が、145万円以上の場合、年間の上限額は設定されません。

※2 世帯で65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯の場合、年間上限額（44,400円）が設定されます。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

④高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯自己負担額の総額が次の表を超える場合に、申請に基づき超過分の金額が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

※対象となる利用者負担額は毎年8月～翌年の7月までの1年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額（一部負担金）の合計です。

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険など+介護保険）

所得区分	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月以降
901万円超	176万円	212万円
600万円超 901万円以下	135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
低所得者	34万円	34万円

※所得区分については、加入の医療保険の組合等へご確認ください。

●70歳以上の方の世帯

所得区分	後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) + 介護保険	国保・健康保険など + 介護保険 (70歳～74歳の方の世帯)
現役並み所得者 (上位所得者) ^{※1}	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ ^{※2}	31万円	31万円
低所得者Ⅰ ^{※3}	19万円	19万円

※1 現役並み所得者…同一世帯に課税所得が145万円以上の被保険者がいる人

※2 低所得者Ⅱ……世帯全員が市町村民税非課税の人

※3 低所得者Ⅰ……世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円になる人

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、毎年7月31日時点でご加入の医療保険担当窓口で申請してください。

⑤要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担減免制度

介護保険制度施行（平成12年4月1日）前から特別養護老人ホームに入所されている方については、利用者負担の激変緩和措置として介護保険制度施行前の費用徴収額を基本的に上回らないよう、利用者負担と食費・居住費の減免制度が設けられています。

⑥ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している方で、次に該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
次の要件すべてに該当する方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方 ②平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当する方 ア 65歳になる以前におおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳になったことによって介護保険の対象となった方 イ 2号被保険者として要支援・要介護認定を受けた方	0%（全額免除）

⑦社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市町村民税非課税世帯であること ③年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤活用できる資産がないこと ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・ 1割負担額の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%） ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%） ※負担限度額認定証をお持ちの方が対象です。
b. 生活保護受給者	・ 個室居住費（宿泊費）の全額
c. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市町村民税非課税世帯であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （42ページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。）	・ 1割負担額の50% ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の50% ※負担限度額認定証をお持ちの方が対象です。

※ただし、市町村民税非課税世帯で合計所得金額及び公的年金等収入額の合計が80万円以下の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額介護サービス費等の自己負担上限額が適用となるため1割負担額については対象となりません。

⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免

⇒ 原則として、1か月の利用料の半額を助成します。

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの（例）年金支払通知書・預貯金通帳等

条 件
次の要件すべてに該当する方 ①介護保険のサービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害加算を合算した額）に満たないこと。 （法改正や世帯員数、年齢等によって異なります。） （例1）75歳単身世帯の場合……月収入がおおむね7万5千円以下 （例2）72歳と75歳の夫婦2人世帯の場合……月収入がおおむね11万1千円以下 ②世帯全員の預貯金や有価証券の保有について、世帯の高齢者が1人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。 ③市町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。 ④居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していないこと。

❁ 介護保険料の減免制度について

65歳以上の方で災害などにより介護保険料の納付が困難な場合には、介護保険料の減免を受けられる制度があります。お住まいの地区の区役所・支所区民センター保険年金担当窓口までご相談下さい。

❁ 介護保険料を滞納してしまった場合

特別な理由もなく介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に給付の制限があります。

※納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。

さらに、納付が督促状の指定期限を過ぎてしまうと、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が増加されます。

※長期間にわたり介護保険料の滞納が続く場合には、法律に基づき預貯金等を差し押さえる場合があります。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)

加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。保険料の額や納め方は、加入している医療保険の種類によって異なります。

介護保険のサービスを利用できる方

第1号被保険者、第2号被保険者ともに、寝たきりや、認知症などで介護が必要になったり、虚弱な場合が対象となります。

※ただし、第2号被保険者の方は、特定疾病(脳血管疾患等の16疾病)が原因の場合のみ対象となります。

サービス利用に際しての利用料の軽減制度について

高額介護(介護予防)サービス費の支給について

1 か月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、申請により「高額介護(介護予防)サービス費」が支給されます。

支給対象となる方には申請をお知らせする通知をお送りします。

※(介護予防)福祉用具購入費・(介護予防)住宅改修費の自己負担額については対象外です。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給について

1年間の医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請により「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」が支給されます。

支給対象となる方には申請をお知らせする通知をお送りします。

支給申請は、毎年7月31日時点で加入していた医療保険者が窓口となります。

特定入所者介護サービス費の支給について

所得や資産が一定以下の方が、施設サービス等を利用する場合、申請により所得等に応じて負担限度額が設定され、居住費・食費にかかる費用の一部が軽減されます。

社会福祉法人による利用料の負担軽減制度について

所得や資産が一定以下の方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、申請によりサービス利用料・居住費・食費が軽減されます。

その他の利用料の負担軽減制度について

- 所得や資産が一定以下の方が、サービスを利用する場合、申請によりサービス利用料・居住費・食費を軽減する川崎市独自の制度もあります。
- 上記以外のサービス利用料の軽減が受けられる制度もありますので、詳しくはお住まいの地区の区役所・健康福祉ステーション介護保険担当窓口までご相談ください。